

## 精神科医療における身体的拘束について

### 1 身体的拘束とは

精神保健福祉法（第 36 条第 3 項の規定）に基づき、厚生労働大臣が定める行動制限で、衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的に身体を拘束し、その運動を制限すること。

### 2 身体的拘束の基本的な考え方

精神保健福祉法（第 37 条第 1 項の規定）に基づき厚生労働大臣が基準を定めており、病院管理者は、その基準を遵守しなければならないとされている。

- 身体的拘束は、制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならない。
- 身体的拘束は、当該患者の生命を保護すること及び重大な身体損傷を防ぐことに重点を置いた行動の制限であり、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われることは厳にあってはならない。
- 身体的拘束を行う場合は、身体的拘束を行うために特別に配慮して作られた衣類又は綿入り帯等を使用するものとし、手錠等の刑具類や他の目的に使用される紐、縄その他の物は使用してはならない。

### 3 身体的拘束が認められる要件 ※次の（１）～（３）の要件が全て満たされていること

（１）身体的拘束以外に代替方法がない場合

- （２）
- ① 自殺企図または自傷行為が著しく切迫している場合
  - ② 多動又は不穏が顕著である場合
  - ③ ①又は②の他、精神障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶ恐れがある場合

（３）精神保健指定医が当該患者を直接診察し、身体的拘束が必要と認めた場合

（参考）「精神保健指定医」とは（精神保健福祉法第 18 条第 1 項の規定）

一定の実務経験を有し、厚生労働省で定める研修を終了した医師のうちから、患者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行う者として厚生労働大臣が指定した者。

### 4 身体的拘束を行うに当たっての遵守事項

- 身体的拘束を行う患者に対して身体的拘束を行う理由を知らせるよう努めること。
- 身体的拘束を行っている間においては、原則として常時の臨床的観察を行い、適切な医療及び保護を確保しなければならない。
- 身体的拘束が漫然と行われることがないように、医師は頻回に診察を行うこと。

（参考）その他

- 病院内に行動制限最小化委員会を設置し、入院中の者に対する行動の制限がその症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているか審議する。（精神保健福祉法第 21 条第 4 項の厚生労働省令で定める精神科病院の基準）
- 身体的拘束が病状等に応じて必要最低限の範囲内で適切に行われていることを病院・病棟内で常に確認できるよう、一覧性台帳の整備を行うこと。